

# 清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

【平成25年度 地域福祉計画 目標事業評価調書】

健康福祉部 社会福祉課

### 【評価区分について】

- 達成 目標(特に数値目標を設定した事業)に対して、施策・数値等が達成できたもの
- 充実 具体的な数値目標を設定していない事業等で事業の充実を目標・方向性とした場合に、それに対して充実ができたもの
- 継続 今年度・次年度において引き続き事業を継続していく必要があるもの
- 変更 事業の内容や目標を変更(計画自体の変更も含む)したもの(見直しや廃止も含む)
- 未実施 掲げた目標・施策等に対して進んでいないもの

# 清瀬市保健福祉総合計画 点検評価等推進体制

1. 清瀬市保健福祉総合計画の総合評価を行う「清瀬市地域福祉推進協議会」の開催は、8月末と3月末を予定しています。
2. そのため、各分野別の委員会は、8月までに開催し、それぞれ委員長の承認をとっていただきます。

評価機関	平成24年度 開催計画												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
地域福祉推進協議会			地域福祉計画及び個別計画の総合実績評価										◎
健康センター運営協議会		健康増進計画の実績評価			★							★	
児童センター運営委員会		次世代行動計画の実績評価			★							★	
自立支援協議会				障害者計画の実績評価		★			★			★	
高齢者等の健康づくり 介護予防推進委員会		★	高齢者計画の実績評価			★		★				★	

## 《計画の評価の流れ》

①内部評価	【健康福祉部・子ども家庭部 計画推進連絡会で協議】 「計画の進捗状況の点検」、「評価技法の研究等」、「分野別評価機関での検討」ほか
②分野別評価	【分野別協議会で協議】 「目標事業評価調書」を作成し、分野別協議会に提出 ⇒ 審議・検討 ⇒ 委員長の了承
③総合評価	【清瀬市地域福祉推進協議会で協議】 地域福祉計画の「目標事業評価調書」を作成し提出 ⇒ 審議・検討 ⇒ 委員長の了承 分野別協議会です承された個別計画の「目標事業評価調書」を提出 ⇒ 審議・検討 ⇒ 委員長の了承 清瀬市保健福祉総合計画全体の「目標事業評価調書」を決定
④計画の公表	市のホームページ及び各課の窓口で「目標事業評価調書」を公開

# 清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

## 《 地域福祉計画 》

No. 1

<b>基本目標</b>	<b>第2章 地域福祉計画の基本施策</b>
<b>基本施策</b>	<b>第1節 福祉サービスを上手に利用できる仕組みづくり</b>

施策の目標	取組み・方針 (目標事業量)	達成度 (平成26年3月末時点)	今後の方策(改善策)等	評価区分
<b>1. 相談支援・情報提供体制の充実</b>				
(1)相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口の充実・PR</li> <li>・地域や市民同士の相談体制</li> <li>・職員資質の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域包括支援センター(3箇所)と在宅介護支援センター</li> <li>・4か所の支援センターは、センター長会議や担当者連絡会を通して情報を共有し連携して相談体制の強化を図っている。</li> <li>②子どもの発達支援交流センター「とことこ」</li> <li>・開設5年目となり、住民や学校、幼稚園等からの相談が増えていことから、前年度専門職員(言語聴覚士)を1名増員し相談体制の強化を図ったが、25年度は巡回相談指導を増やした。</li> <li>③地域出張相談会を実施(8回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口の充実を図るとともに、引き続き、相談窓口のPRを充実していくために、市報や社協だより、包括だよりなどの広報誌、また、市内で開催される催し物等の機会を活用して相談窓口の情報を市民に広げていく。</li> <li>・増加する児童虐待への対応を強化するため、子ども家庭支援センターの相談支援体制の強化を図る。</li> <li>・各課相談担当職員の研修機会の充実を図る。</li> </ul>	継続
(2)情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の充実</li> <li>・第三者評価の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①健康まつり、敬老大会、民生・児童委員協議会や老人クラブの定例会、その他様々な活動場所で情報提供を実施</li> <li>②第三者評価受審事業者への支援</li> <li>・認知症高齢者グループホーム 2カ所</li> <li>・子どもの発達支援・交流センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、各課の窓口、公共施設にパンフレット等を配置するとともに、市報、HP、出前講座、会議、講演会等の場を活用して情報提供を図る。</li> <li>・第3者評価受審の推進では、受審事業者への支援拡充を図る。</li> </ul>	継続
<b>2. 権利擁護の充実</b>				
(1)権利擁護の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度推進機関の設置</li> <li>・消費者被害・高齢者虐待等に関する意識の普及啓発</li> <li>・相談窓口等のPR</li> <li>・連携体制の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①権利擁護センター「あいねっと」</li> <li>成年後見制度推進機関として実施</li> <li>・市民成年後見人の育成 1人</li> <li>・権利擁護セミナーの開催(2回)</li> <li>・後見人懇談会や成年後見活用講座の開催</li> <li>・事例検討会の実施(4回)</li> <li>・市民後見人の法人後見監督を実施(受任件数1件)</li> <li>・成年後見制度の出前講座(5回)</li> <li>・成年後見制度推進機関コアスタッフ育成研修会参加(全5日)</li> <li>②権利擁護パンフレットの作成配布</li> <li>各種相談業務のチラシ作成配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、権利擁護に関係する機関(権利擁護センター、地域包括支援センター、消費生活センター、警察等)が連携・協力して高齢者、障害者の権利を守る取組みを推進していく。</li> <li>・平成26年度より、市民成年後見人養成事業が市区町村に移譲されたが、27年度からこれまで実施していた権利擁護サポーター養成講座を発展させて養成事業を実施する。</li> <li>・市役所及び関係機関、市内福祉施設との協議を重ね、高齢者虐待、児童虐待、消費者被害等が発生した場合の対応方法を周知徹底していく。</li> </ul>	継続

次のページ(No. 2)に記載

**清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書**  
 ≪ 地域福祉計画 ≫

No. 2

<b>基本目標</b>	<b>第2章 地域福祉計画の基本施策</b>
<b>基本施策</b>	<b>第1節 福祉サービスを上手に利用できる仕組みづくり(No. 1の続き)</b>

施策の目標	取組み・方針 (目標事業量)	達成度 (平成26年3月末時点)	今後の方策(改善策)等	評価区分
<b>3. 苦情解決の仕組みの推進</b>				
(1) 苦情解決の仕組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情相談窓口等のPR</li> <li>・苦情や利用者の声を反映させやすい仕組みの充実</li> <li>・関係機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①健康福祉部・子ども家庭部内の協議                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に不利益にならないよう適宜協議し、情報共有する中で適切な対応を行った。</li> </ul> </li> <li>②相談窓口の明確化と連携の強化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター、消費生活センター、権利擁護センター、子ども家庭支援センター、高齢支援課、障害福祉課、生活福祉課等の相談窓口のPRを推進すると共に、連携し市民の苦情相談等をたらい回しにしないような体制作りにも努めた。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、市役所内の福祉サービス提供関係各課と苦情対応窓口の充実に向け取り組みを推進する。</li> <li>・福祉サービスに関する苦情や利用者の声、要望をしっかりと受け止め、市民サービスの向上を目指して取り組んでいく。</li> </ul>	継続

**施策全体または基本目標からの実績評価**

社会経済情勢や福祉サービスの内容等の急激な変化、また、高齢化の進展、地域のつながりや家族関係の希薄化により、地域では様々な悩みや問題を抱えている人々が増加しています。このような中、本節では身近な地域で「気軽に相談ができる」、「自分にあったわかりやすい、必要な情報が入手できる環境の整備」、「市民の多くの意見や要望を取り入れてサービスの質を高めていく取組み」を目標に掲げています。

平成25年度についても、3箇所の地域包括支援センターと在宅介護支援センター及び開設5年目となる「清瀬市子どもの発達支援・交流センターとことこ」は、これまでの様々な地域に向向いの相談活動やPRIにより、市民に認知され相談件数も増加している状況です。権利擁護センター機能の拡充、児童虐待や高齢者虐待、消費者被害の防止への積極的な取り組みを進めるとともに、福祉サービスの情報提供についても、市報やHPだけではなく、講演会や出前講座、団体の集まり、イベントなどあらゆる機会を活用するよう心がけて実施しました。

平成26年度以降についても、継続して推進していくとともに、平成27年度から市民成年後見人養成事業を市が実施することになるため、遺漏のないように体制作りを進めてまいります。

**清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書**  
 ≪ 地域福祉計画 ≫

No. 3

<b>基本目標</b>	<b>第2章 地域福祉計画の基本施策</b>
<b>基本施策</b>	<b>第2節 福祉サービスの充実のために</b>

施策の目標	取組み・方針 (目標事業量)	達成度 (平成26年3月末時点)	今後の方策(改善策)等	評価区分
<b>1. 市の福祉サービスの基盤の充実</b>				
(1)市の福祉サービス基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民サービスの向上</li> <li>・社会福祉援助の専門性や体制の強化</li> <li>・経験やノウハウの共通の仕組みづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①庁内の保健福祉部門に専門職を配置                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター (主任ケアマネ、保健師、社会福祉士)</li> <li>・高齢支援課(社会福祉士、介護認定調査員)</li> <li>・障害福祉課(保健師、社会福祉士)</li> <li>・生活福祉課(社会福祉士、精神福祉士)</li> <li>・健康推進課(保健師・看護師、管理栄養士、歯科衛生士)</li> </ul> </li> <li>・各課に配属されている専門職間の連携を深めるため現在も実施している専門職連絡会議を継続し、技量の向上に努めた。</li> <li>・24年度、新たに保健師4名、社会福祉士4名を配置し相談体制の強化しているが、25年度は研修等によりスキルアップを図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係各課の課長、係長、実務担当者により市民サービスの向上を図っていくための検討を行っており今後も継続して協議していく。</li> <li>・左記の会議などをとおして、情報共有と技量の向上を図る。</li> <li>・左記資格取得を希望している職員に対して支援するなど、今後も、専門職の配置について充実を図っていく。</li> </ul>	継続
<b>2. 社会福祉協議会活動の促進</b>				
(1)社会福祉協議会活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携の強化</li> <li>・地域福祉やボランティアの橋渡し役の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域福祉活動計画との連携                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉活動計画推進委員会に行政代表として参加、地域福祉計画との整合性を図っている。(1回実施)</li> </ul> </li> <li>②サロンマップ2014～2015年版の発行(市・社協) 1500部</li> <li>③サロン連絡会の開催 7月2日 15団体 21名の参加</li> <li>④きよせふれあいまつりの実施(実施協力) 11月9日                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の団体や様々な活動が交流し合うイベントを実施し、市民相互がふれあい共に、地域のことを考えるきっかけづくりを行った。</li> </ul> </li> <li>⑤共同募金配分推薦委員会に参加。地域福祉活動の適正な配分になるよう協力した。</li> <li>⑥社会福祉協議会への支援や連携の強化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアの育成・支援、地域包括支援センター、権利擁護センターとのネットワーク化の推進を図った。</li> <li>・市内すべての社会福祉施設を対象とした、連絡会を開催し、社協を中心にした顔の見える関係づくりを図る。7月12日 23施設 大規模災害災害に対する備え、ボランティアの受け入れ等協議</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画と地域福祉活動計画が連動して、地域福祉の推進が図れるよう、計画に掲げた目標の確実な遂行に向けて取り組んでいく。</li> <li>・サロンマップは、継続して情報収集につとめ改訂版を発行していくことで、地域住民や支援機関などへ情報提供するとともに、地域の自発的なサロン活動を支援していく。サロン運営団体等の関係者を対象としたサロン連絡会を継続開催していく。</li> <li>・「コミュニティプラザ ひまわり」を拠点として、これまで以上に市と社協、ボランティアグループ、市民と連携・協力しながら、地域福祉活動を活発化させていくよう取り組みを推進していく。「きよせふれあいまつり」は継続して実施していく。</li> <li>・連絡会を継続して開催することで、さまざまな問題について意見交換等行い課題の解決を図る。</li> </ul>	継続

**施策全体または基本目標からの実績評価**

次のページ(NO4)に記載

**清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書**  
**《 地域福祉計画 》**

No. 4

<b>基本目標</b>	<b>第2章 地域福祉計画の基本施策</b>
<b>基本施策</b>	<b>第2節 福祉サービスの充実のために(No. 3 の続き)</b>

施策の目標	取組み・方針 (目標事業量)	達成度 (平成26年3月末時点)	今後の方策(改善策)等	評価区分
<b>3. 多様なサービスが地域で育つ環境づくり</b>				
(1) 福祉サービス事業の育成支援・連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス事業者との連携の強化</li> <li>・サービス事業者との連携の強化</li> <li>・福祉サービスを提供するNPO等の育成支援</li> <li>・第三者評価等によるサービスの質の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事業者間の連携強化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネット清瀬(ケアマネージャー連絡会) 7回</li> <li>・ケアバレット(ヘルパー連絡会) 11回</li> </ul> </li> <li>②NPO団体等への助成・支援を推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人クラブ・老人クラブ連合会の活動を育成支援するために、事業に応じて市職員を派遣</li> <li>・シルバー人材センター及びNPO法人等の事業運営費の一部助成を毎年実施</li> </ul> </li> <li>③サービスの質の向上に向けた取り組み                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス事業者・従事者との連携と支援</li> <li>事業者連絡会等の定期的な開催</li> <li>・保険者機能の充実、適正化への取り組み</li> <li>東京都と連携した実地指導の実施 5件</li> <li>市単独による実地指導の実施 1件</li> </ul> </li> <li>④認知症高齢者GHへの受審費支援(再掲) 2事業者に助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者連絡会などを開催しながら、事業者への育成支援を進めるとともに、行政との連携を図っていく。</li> <li>・引き続き、東京都や近隣市などとも連携しながら事業者の適正なサービス提供に向けて相談・指導等を充実していく。</li> <li>・引き続き、福祉サービスを提供するNPOや地域福祉活動団体の育成支援を図るため、運営費の一部社活動団体の育成支援を図るため、運営費の一部助成や職員派遣等を推進する。</li> <li>・引き続き、福祉サービスの質の向上に向けてGHなどに第三者評価の受審費用の支援を推進する。</li> </ul>	継続
(2) 福祉人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアをきっかけとした福祉人材の育成</li> <li>・若い世代、団塊世代等への呼びかけ</li> <li>・大学との連携</li> <li>・保健福祉をテーマとした生涯学習環境の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ボランティアの人材育成・活動支援の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※ボランティアセンター事業への助成</li> <li>・研修会、講習会の実施(社協)</li> <li>手話講習会、傾聴ボランティア養成講座</li> <li>夏！体験ボランティア、高齢者男性料理教室</li> <li>市民向け災害講座</li> <li>はじめての方のためのボランティア講座ほか</li> </ul> </li> <li>②きよせ介護サポーター事業の本格実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※サポーター登録数 166名</li> <li>※サポーター受入登録機関 31施設</li> </ul> </li> <li>③実習生の受入れ                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※毎年実習生を受け入れ福祉人材を育成</li> <li>・日本社会事業大学、国立看護大学校等 実人員40名(延314名)</li> </ul> </li> <li>④健康大学(医師会・歯科医師会・大学との連携)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>12回開催 参加者数1035人(1回あたり約86人)</li> </ul> </li> <li>⑤キャラバンメイト養成研修の開催                             <ul style="list-style-type: none"> <li>認知症について学ぶ認知症サポーター養成講座の運営の協力していただくボランティアの育成 24名受講</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの団塊の世代が、地域福祉の担い手となるようボランティアセンター、市民活動センターが中心となり、講座やイベントを開催していく。</li> <li>・市は、社協と連携・協力して引き続き各種団体への助成支援を行う。</li> <li>・いままでの目標であった高齢者人口の1%(180名)にこだわらず、PR活動や研修、アンケート調査等を実施し、福祉人材の確保に取り組み受入機関の増をはかっていく。</li> <li>・多くの若い世代の地域参加や福祉人材の育成を推進していくため、大学との連携を大切にしていく。</li> <li>・引き続き健康大学の開催を通じて、ボランティアの育成や大学や医師会との連携を更に強化していく。</li> <li>・キャラバンメイト養成研修を継続的に実施し、認知症に対する理解と地域の見守りの輪を広げる。</li> </ul>	継続

**施策全体または基本目標からの実績評価**

市民が身近な地域で安心して福祉サービスや支援が受けられる環境づくりを推進していくためには、市役所と社会福祉協議会との連携体制を軸に、各分野のサービス事業者、ボランティア団体・個人、NPO法人、大学、地域住民などの様々な人々とのつながりを強化していくことが必要です。  
 21年3月に策定した「清瀬市地域福祉計画」と、22年3月に策定し27年度で終了する「清瀬市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を連動し、計画に掲げた目標実現に向けて、サロン等の情報提供方法の検討、地域懇談会への参加、ボランティアの人材育成や支援、権利擁護センターや地域包括支援センターとのネットワーク化の推進など共同で取り組んでいます。

**清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書**  
**《 地域福祉計画 》**

No. 5

<b>基本目標</b>	<b>第2章 地域福祉計画の基本施策</b>
<b>基本施策</b>	<b>第3節 みんなが参加し、行動に移せる場を</b>

施策の目標	取組み・方針 (目標事業量)	達成度 (平成26年3月末時点)	今後の方策(改善策)等	評価区分
<b>1. 小地域における地域福祉活動</b>				
(1)お隣同士の支え合い活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会・町会等における地域福祉活動の促進</li> <li>・地域で顔見知りになる機会づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ふれあい協力員、民生・児童委員、自治会、町会等の「声かけ・見守り活動」による地域の支え合い活動を推進</li> <li>②市、警察、PTA、保護者の会と地域が連携し安心して子育てできる環境づくり ※学区パトロール、夜間パトロール 地域安全市民パトロール等(子育て)</li> <li>③サロンマップの改訂版作成作業(再掲) ・サロンマップ改訂版作成のために、地域福祉の担い手や学生がサロン等の情報収集と整理を行うことにより、地域の現状把握とつながりを深めることができた。</li> <li>④地域福祉活動応援成により、自治会等の福祉活動を支援(社協)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化の進展により、地域の中では認知症高齢者の増加や孤独死の問題が課題となっている。見守りネットワークについては、民生・児童委員や高齢者ふれあいネットワーク協力員・協力機関、ケアマネジャー、ホームヘルパー等と協力体制を一層強化していきます。また、自治会との連携体制を構築すると共に、電気・ガス・水道などのライフライン事業者とも協力体制を構築し情報共有により見守り体制の強化を図ります。</li> <li>・今後も市、地域、関係機関、家庭が一体になって子どもの安全を守る活動や犯罪防止に向けた地域福祉活動を進めて行く。</li> <li>・サロンマップの改定を定期的に行うことで、情報収集を継続し地域活動をしている方との相互の情報交換、つながりを深めていく。</li> </ul>	継続
(2)手助けできること、手助けして欲しいことをつなぐ仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お互いに助け合う仕組みへの支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①市の地域福祉計画と連動した社協策定の地域福祉活動の具体的な取り組みについて協議のため評価委員会に参加。</li> <li>②社協地域福祉セミナー(1回)17名参加</li> <li>③地域活動団体への事業協力 3事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お互いに助け合う仕組みづくりを進めるため、社協と連携して地域懇談会での意見交換を実施し、現在の問題点や課題は何か、また、地域内の助け合いのアイデアを出し合い、検討・協議を行っていく。</li> <li>・支え合い体制づくりを、地域単位で取り組めるように、地域福祉セミナーを実施する。</li> </ul>	継続
(3)地域のサロン・集いの場づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のサロン、高齢者や障害者等の活動の場づくり</li> <li>・ストックを活用した小規模福祉施設の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①サロン等の情報収集事業を実施 ・市と社協が事務局となり、平成21年7月から開始したサロン等の情報を23年度整理し、サロンマップとして2,100部作成したが、好評であったこと、新設のサロンが増えたことから24年度改訂版を1,200部作成した。25年度はさらに、2014～2015版として1500部を作成した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集したサロン情報を、多くの市民にサロンマップの改定版として提供し、閉じこもり予防や地域交流、活性化に役立てていく。</li> <li>・更に、新たなサロン設置に向けて、市、社協、地域住民、その他地域福祉の担い手と協力して、集いの場づくりを進めていく。</li> <li>・サロン団体連絡会を開催し、サロン活動の活性化を図る。</li> </ul>	継続
(4)福祉関連イベントの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉・交流のきっかけづくり</li> <li>・市民と協働によるイベントの開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①出前講座、生涯学習、ボランティア講習会 介護予防教室等を実施し、地域交流を推進</li> <li>②ボランティア・ネットワーク事業 ・イザ！カエルキャラバンin きよせの実施(社協) ・障害のある方のための釣り体験会</li> <li>③きよせふれあいまつりの実施(実施協力) 11月9日 63団体 ・地域の様々な団体や活動が交流し合うイベントを実施し、市民相互がふれあい共に地域のことを考えるきっかけ作りとなった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、地域福祉課、高齢支援課、障害福祉課、生涯スポーツ課、社会福祉協議会との連携を深め地域交流を推進する事業の充実を図る。</li> <li>・平成22年7月3日にオープンした「コミュニティプラザ・ひまわり」の福祉活動拠点を最大限に活用し、地域活性化に向けた取り組みを推進していく。</li> <li>・ボランティアと市民をつなげていくために、総合的なイベントとして「ふれあいまつり」を継続実施。</li> </ul>	継続

施策全体または基本目標からの実績評価

次ページ(NO6)記載

**清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書**  
 ≪ 地域福祉計画 ≫

No. 6

<b>基本目標</b>	<b>第2章 地域福祉計画の基本施策</b>
<b>基本施策</b>	<b>第3節 みんなが参加し、行動に移せる場を (No. 5 の続き)</b>

施策の目標	取組み・方針 (目標事業量)	達成度 (平成26年3月末時点)	今後の方策(改善策)等	評価区分
<b>2. ボランティア、NPO団体等の活動への支援</b>				
(1)市民の自主活動の支援及び拠点	・両センターの一体的な運営に向けた取り組み  ・地域福祉の橋渡し役の充実	①ボランティアセンター運営委員会 ボランティアセンターの事業企画、評価、今後のあり方などについて審議、検討した。(年5回) ②ボランティアと市民をつなぐ集いの開催 ふれあいまつり開催(再掲) ③災害時高齢者支援講座 2月27日 ④新たな担い手の育成や活動・仲間づくりの講習会等の開催 ・はじめての方のボランティア・市民活動入門講座 8月3日 34名 ・福祉の理解とボランティア学習の推進 小中学校の児童延べ482名に事業を実施 視覚障害者体験、車いす・高齢者疑似体験・視覚障害者のスポーツ体験等 ・はじめての方のボランティア講座 9月27日 ・手話講習会(中級コース全25回 修了者9名) ・音訳ボランティア講座(全12回 修了者11名) ・高齢者男性料理教室(1年目コース10名 全6回) (2・3年目コース26名 全10回)	・社会福祉協議会のボランティアセンター、市の市民活動センターの一体的な運営に向けた取り組みを実現していくため、「ボランティアセンターのあり方(報告書)」に沿って、ボランティアセンター運営委員会で検討・協議を進めていく。	継続

**施策全体または基本目標からの実績評価**

地域福祉を推進するためには、公的な福祉サービスを充実するとともに、地域住民同士の助け合い、ボランティア、NPO団体等の力を活かしていく仕組みを整備していく必要があります。高齢化が急激に進んでいる本市においては、認知症高齢者対策、孤独死対策として「声かけ・見守り活動」を、ボランティアであるふれあい協力員と民生・児童委員、そして市内の病院や診療所、郵便局、新聞配達所等のふれあい協力機関の協力のもと、「高齢者ふれあいネットワーク事業」を推進しています。

この他にも、子どもたちや障害者の方々などが、地域の中で安心して楽しく生活が送れるよう、みんなが助け合い、支え合うネットワークづくりを市役所、社会福祉協議会が中心となって進めており、引き続き、ボランティア・NPO団体等の育成、活動支援、そして、ボランティアへの関心が深まり、参加しやすい、わかりやすい仕組みとなるよう、ボランティアセンターと市民活動センターの一体的な運営に向けて取り組んでいきます。

# 清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

## 《 地域福祉計画 》

No. 7

<b>基本目標</b>	<b>第3章 地域福祉を推進するために</b>
<b>基本施策</b>	<b>第1節 総合的な地域福祉の展開</b>

施策の目標	取組み・方針 (目標事業量)	達成度 (平成26年3月末時点)	今後の方策(改善策)等	評価区分
<b>1. 安心・安全なまちづくり</b>				
(1)地域の防災対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮)災害時要援護者対策連絡会の設置</li> <li>・要援護者の把握</li> <li>・地域での支援体制づくり</li> </ul>	災害時等要援護者名簿の整備を推進。 ・登録者数 3500人 ・対象者想定数 7600人 ・名簿の活用として、東村山警察署及び清瀬消防署と要援護者の支援に関する協定を締結し、名簿情報を提供している。 ・災害時等要援護者の避難支援について市の基本的な考え方を示した全体計画(案)及び福祉避難所開設・運営の手引(案)を作成。 福祉避難所の整備 ・広域支援体制を推進するため、立科町にある特別養護老人ホームと協定を締結した。	引き続き、要援護者名簿と福祉避難所等の整備を推進すると共に、名簿情報を関係機関と共有することにより平常時の支援及び災害時に備える。災害時要援護者対策の全体計画に基づき、個別支援計画を作成し、支援の具体化を図る。	継続
(2)防犯対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の防犯活動</li> <li>・関係機関との連携による啓発活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振り込み詐欺等の被害に遭わないよう、警察との連携により、民生・児童委員の定例会や、権利擁護センター開催の講演会等において防止啓発活動を実施した。</li> </ul>	引き続き、定期的な啓発活動を展開するとともに警察、消費生活センター、権利擁護センター、地域包括支援センター等と連携し、市民が被害に遭わないような取組みを進める。	継続
(3)消費者啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活センターとの連携による啓発活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者、知的障害者等が被害に遭わないよう、民生・児童委員、権利擁護センター、地域包括支援センターが、消費生活センターと連携し、会議への出席、情報提供、相談支援等の協力体制を強化した。</li> </ul>	高齢化が更に進展しているため、これまで以上に密接な連携・協力関係を築いていく。	継続
(4)バリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物・移動のバリアフリー</li> <li>・情報のバリアフリー</li> <li>・心のバリアフリー</li> </ul>	①高齢者、障害者などの市民が、安全・安心して歩行できる環境を整備 ②高齢者・障害者への情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障害者の多い当市の実情を踏まえ、引き続き、バリアフリー工事を年次的に推進する。</li> <li>・視覚障害者の駅での転落事故等を防止するため、清瀬駅に西武鉄道と協力し、内方線付き点状ブロックを設置する。</li> </ul>	継続
<b>2. 社会のニーズに対応した地域福祉の推進</b>				
(1)社会のニーズに対応した地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者支援</li> <li>・子育て支援</li> <li>・障害者支援</li> </ul>	①民生・児童委員による75歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯への訪問活動。 ②認知症サポーター養成講座を開催 19回開催 受講者617名 ③子育てひろば事業関係者連絡会 5回開催 子育ての相談などの情報の発信、共有することで母親等の孤立化を防ぐ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑多様化した地域の中で、課題となっている認知症、孤独死、引きこもり、育児ストレス等の対応を進めていくため、引き続きネットワークづくり、助け合い活動等の強化に取り組む。</li> <li>・「声かけ・見守り活動」の強化、子育て広場等の充実</li> <li>・認知症サポーター養成講座の推進(児童・生徒・教職員、市役所等)</li> </ul>	継続

### 施策全体または基本目標からの実績評価

都下の区市町村でもっとも高齢化の進んでいる当市にとって、高齢者の方々への防災対策、防犯対策、消費者被害対策など、安心・安全なまちづくりの推進は大変重要です。平成23年度、災害時要援護者の台帳整備を開始し、避難支援プランの全体計画および福祉避難所開設・運営マニュアルを作成したが、26年度以降個別計画の策定を進めて行く。また、消費者被害や交通事故の防止、増え続ける認知症高齢者対策、児童虐待対策や子育て支援策など、複雑多様化する地域の課題に対応できるような協力体制を構築していくよう、引き続き、総合的なネットワークづくりを、市民の方々の協力をいただきながら推進していきます。



# 清瀬市保健福祉総合計画 目標事業評価調書

## 《 地域福祉計画 》

No. 8

<b>基本目標</b>	<b>第3章 地域福祉を推進するために</b>
<b>基本施策</b>	<b>第2節 市民との連携・協働</b>

施策の目標	取組み・方針 (目標事業量)	達成度 (平成26年3月末時点)	今後の方策(改善策)等	評価区分
<b>1. 各世代の力を地域福祉の推進に</b>				
(1)各世代の力を地域福祉の推進に	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活気あるまちづくり</li> <li>・世代間交流の場</li> <li>・若い世代への支援</li> <li>・地域福祉の橋渡し役の充実</li> <li>・市民一人ひとりの役割</li> </ul>	<p>①サロン等の情報収集事業を実施(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業はサロン運営等事者や若い世代(日本社会事業大学)と地域福祉推進の担い手(民生・児童委員、ふれあい協力員、地区福祉員、社協等)との協力により進めており、この結果、世代間交流、地域交流、地域の活性化づくりのきっかけづくりとなっている。</li> <li>・夏・体験ボランティア2013の開催 60名 受入施設49カ所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も、多世代交流を進めていくとともに、サロン情報の提供や集いの場の充実、地域交流の推進などを図っていくため、市と社協が連携して活気あるまちづくりを推進していく。</li> </ul>	継続
<b>2. ボランティア・NPOの力を地域福祉の推進に</b>				
(1)ボランティア・NPOの力を地域福祉の推進に	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア・NPOの認識を深める</li> <li>・市民や地域に対するボランティア・NPOに関する情報提供</li> <li>・ボランティアやNPOへの活動支援</li> </ul>	<p>①社協のボランティアセンター運営委員会を中心に、事業の企画、評価、今後のあり方について審議・検討 5回開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市報、社協だより、HPに講座、募集情報の発信</li> <li>・地域団体との連携・協働イベント開催</li> <li>・ボランティア・市民活動の見本市 7月12日～22日</li> <li>・障害のある方のための釣り体験会(11月12日)</li> <li>・イザ!カエルキャラバンin東京きよせ(3月9日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、ボランティアセンター運営委員会において、あり方報告書に沿ってボランティア・市民活動の充実、活性化を図ると同時に、行政、各関係機関との連携と協働を深め、積極的な事業展開を目指していく。</li> </ul>	継続
<b>3. 地域福祉活動者との連携の強化</b>				
(1)地域福祉活動者との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域支援ネットワークの構築</li> </ul>	<p>①高齢者ふれあいネットワーク事業の充実 「声かけ・見守り活動」の輪を拡大するPR等</p> <p>②サロン等の情報収集事業による地域福祉活動の担い手同士のつながりの強化(再掲)</p> <p>③各分野のネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援ネットワークの構築(清瀬市、社協、信愛、清雅、民生・児童委員等)</li> <li>・虐待防止ネットワークの構築(要保護児童対策地域協議会の強化)</li> <li>・子育て支援ネットワークの構築(子育てひろばフェスタの継続実施)</li> </ul> <p>④子育てひろば事業関係者連絡会 5回開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き「声かけ・見守り活動」の充実に向けた取組みを推進するため、ブロック連絡会の開催とさまざまな方法でのPR活動を行い、自治会や商店街、その他の地域福祉活動者への呼び掛けなども強化していく。</li> <li>・サロン事業の継続実施による地域のつながりを深めていく取組みの推進</li> <li>・引き続き、高齢者、障害者、子ども分野の支援ネットワークの充実に向けて取り組んでいく。</li> </ul>	継続

### 施策全体または基本目標からの実績評価

現在、地域では少子高齢化や核家族化が進行し、近隣との付き合い方も難しくなっている状況の中で、悩みを抱えながら閉じこもりがちになっている高齢者、障害を持つ人、子育て家庭などが増えており、その課題解決や支援のためには本節の施策目標を着実に実現していくことが必要です。

21年7月からスタートしたサロン等の情報収集事業は、情報を一元的に収集・整理することのほかに、若い世代、地域福祉の担い手、社協、市役所などのメンバーが協力して、市内のサロン等の開催場所を訪問し、運営している人、利用している人と情報交換することなどを通じ、若い世代、地域の高齢者、ボランティアの人たちと顔見知りになったり、つながりをつくるための「きっかけづくり」としてスタートしました。

平成23年度サロンマップを発行しましたが、定期的に改訂し最新の情報提供のために、サロン情報の提供方法や地域とのつながりを強めていく仕組みづくりを進めていくとともに、ボランティア・NPOとの連携体制の構築、また、各分野における地域福祉活動者とのネットワークの充実に向けて、引き続き、市と社会福祉協議会が中心となって、市民の方との連携・協働によるまちづくりを推進していきます。